

令和6年9月9日 開会

令和6年9月27日 閉会

(定例第4回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第108号

令和6年第4回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月22日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和6年9月9日
2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君	加 藤 学君
荊 尾 芳 之君	滝 山 克 己君
米 澤 睦 雄君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
細 田 元 教君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和6年 第4回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和6年9月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和6年9月9日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第7 報告第6号 令和5年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第8 報告第7号 法人の経営状況について
- 日程第9 議案第49号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第50号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第51号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第52号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第53号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第54号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第55号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第56号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第57号 令和5年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第58号 令和5年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第59号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部改正について

- 日程第21 議案第61号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第62号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第63号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第64号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第25 議案第65号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第26 上程議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第7 報告第6号 令和5年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第8 報告第7号 法人の経営状況について
- 日程第9 議案第49号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第50号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第51号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第52号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第53号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第54号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第55号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第56号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第57号 令和5年度南部町水道事業会計決算の認定について

- 日程第18 議案第58号 令和5年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第59号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第61号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第62号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第63号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第64号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第25 議案第65号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

出席議員(14名)

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 田子勝利君 書記 荊尾雅之君
書記 藤下夢未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	宮永二郎君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	田村誠君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
企画政策課長	松原誠君	デジタル推進課長	岡田光政君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
病院事務部長	畑岡宏隆君	健康福祉課長	前田かおり君
福祉事務所長	泉潤哉君	建設課長	岩田政幸君
産業課長	藤原宰君	農業委員会事務局長	亀尾憲司君
監査委員	坂口正治君		

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和6年9月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今年の夏は厳しい暑さが長く続き、平均気温は速報値で昨年と並んで過去最高となったようです。9月中もまだまだ30度を超える真夏日が続き、秋の到来は遅れると予想されていますが、実りの秋は例年より少し早く迎えたようで、コンバインの姿がちらほらと目につくようになりました。

昨今、我が町でも小売店の店頭から米が消えるという令和の米騒動とも言われる異常事態が来てしております。この米不足については、昨年の猛暑や水不足による不作、訪日外国人の増加、高齢や後継者不足、収益にならないなどの理由で米作りを諦める農家の増加など、農家数や農業従事者の減少、はたまた減反政策の失敗等々の複合的な原因によるものと言われております。米どころ、農村地帯と言われる当南部町でも、農林業センサスの発表数値によれば、経営農家比率は全戸数の約16%にまで低下しており、米不足は他人事ではなくなっています。今年は、昨年のイネカメムシ被害を受け、殺虫剤散布による防除が実施されるなど、対策は万全のことと思いますが、病害虫だけではなく高温障害も懸念されます。大きな被害がなく、豊作の年となり、この米不足状態が早期に解消されることを心より願っております。

さて、少子化による高齢化や人口減少の進展は随分以前から取り上げられ、その問題点は本議会でも言い尽くされた感がありますが、状況は時々刻々と変化しております。私たち議会議員の

任期が始まった4年前には、この人口減少により引き起こされる問題は将来起こるであろうといった問題の予測や懸念というレベルで議論されてきました。

しかし、今日、先ほどの農業問題をはじめ、人手不足や市場収縮による介護事業所をはじめとした各種事業者の事業縮小や廃業、金融機関や小売店舗等の閉鎖、バスやタクシーなどの公共交通体制の後退、そして地域の担い手の消滅など、様々な問題が既に目に見える現実のものとなっております。私たち議会、そして議員はこの問題に真正面から向き合うことが今求められております。

議員各位におかれましては、町民皆様の負託に応えるべく、さらに精力的に活動いただきますことをお願い申し上げる次第であります。

本定例会におきましては、令和5年度決算認定、令和6年度補正予算案、条例、その他重要な案件について御審議いただく予定になっております。

後ほど町長から提出議案の内容について説明がございますが、提出されております諸議案に対し慎重審議をいただき、活発かつ前向きな議論を重ね、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 令和6年9月議会定例会初日に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和6年第4回南部町議会定例会を招集しましたところ、出席いただき開催ができますことに対し、お礼を申し上げます。

さて、昨日、今日と朝夕の気温が秋らしく感じられるようになってまいりました。町内でも稲刈りが始まり、いよいよ秋本番を迎えます。昨年から大発生しましたイネカメムシの被害状況については、現在お聞きしてるところでは、消毒の効果が上がった圃場と被害が出た圃場とまちまちな現状をお聞きしているところです。これから中生種、晩生種にかけて被害状況を収集し、対策を取る必要がございます。

また、米価は近年にない高騰を見せていますが、逆に農家の皆さんからは米離れが加速しないか、不安の声も耳にしているところがございます。また、果樹では柿のカメムシ被害が深刻でございます。普及所など県と連携し、被害の実態を調査確認した上で今後対応策を取ってまいりたいと考えております。

さて、昨日未明にパラリンピックが閉会式を迎えました。7月26日から始まったオリンピッ

ク、パラリンピックがこれで終わったということになります。オリンピックでは南部町出身の古田直輝さんがローイングでそのひのき舞台に立ち、私たち町民に努力すること、無限の可能性を伝えてくれました。古田さんからは日本選手団ユニホームを寄贈いただき、現在キナルなんぶに展示しています。子供たちが身近にオリンピックを感じ取り、南部町から将来第3番目のオリンピックの誕生を期待したいと思います。

次に、災害の報告をいたします。6月議会以降の火災が2件ございました。1件目は、7月26日23時、原工業団地TVCで工場内の配電盤から出火したもので、工場内の消防組織によって消火され、配電盤の一部を焼失したにとどまりました。消防団からは8名が出動いたしました。2件目は、8月4日14時30分、金山集落で草火災が発生し、南部町消防団34人が出動いたしました。これから秋は空気が乾燥しますので、町民の皆様には火の取扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

また、台風や秋雨前線による集中豪雨に警戒する時期を迎えます。最新のハザードマップを御家族でいま一度確認いただき、お住まい地域の自宅が土砂災害や洪水のリスクがあるのかを改めて確認いただきたいと考えております。ふだんから避難所を2か所以上話し合っておき、避難の際には隣近所の皆さんもぜひ誘い合っていたいただきたいと思います。また、防災監に加え、経験豊富な防災アドバイザーもおりますので、集落や振興協議会などでの防災訓練等にぜひお声かけをいただきたいと思います。

次に、人口動態について御報告いたします。6月1日から8月末までの間に出生された方は7名、お亡くなりになられた方は39名でございました。御冥福をお祈りしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念申し上げます。8月末現在の人口は1万137人でございました。高齢化率は39.16%、8月末現在の今年度の出生者は15名でございました。

本定例会におきましては、令和5年度各会計ごとの決算認定をはじめ、令和6年度一般会計補正予算、条例など17議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の進展に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和6年第4回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、真壁容子君、1番、埜田光雄君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、19日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

まず、西部町村議会議長会の行政調査について報告を行います。

去る6月24日から26日の3日間、平成28年に最大震度7という大震災に見舞われた熊本県の益城町及び南阿蘇村において、震災等大規模災害発生時の議会並びに議員の対応についての調査を行いました。

最初の調査地である益城町は、1日の間を置いて震度7の揺れが2回発生し、家屋の何と98%に全壊、半壊等の何がしかの被害が発生しました。議員の多くも住居の全壊被害を受けられたとのことでした。

発災直後は町執行部も混乱状態にあり、そのような状況で町議会が関わればさらなる混乱を招きかねないとの議長判断により、各議員は地元地域に張りついて被害状況の把握や被災者ニーズ

の把握を地元区長と連携して行うこととしました。発災から10日ほど経過したころ、経済産業省から不足物資の問合せがあり、仮設トイレを要望し、134基の仮設トイレがすぐに届いたわけですが、町職員の多くは避難所運営、対応で手いっぱいの状態だったため、議員が区長と連携し、各地区公民館に2基ずつ運搬、設置を行っております。

避難所での支援がある程度軌道に乗った時点で、避難者の不安は生活再建支援やインフラ等の復旧へシフトしていきましたが、議員は地元に関わりついていたため町執行部との情報共有が十分にできておらず、そのような問合せに的確な対応ができなくなったため、10日に1回のペースで全員協議会を開催し、議員、執行部双方の情報共有に努めたとのことでありました。

折からの半導体工場の進出による好景気などもあり、新築の住宅やマンションが立ち並び、震災の爪痕はほとんど認められない復興状況でありました。

2か所目は、阿蘇山カルデラ内の南側に位置する南阿蘇村において調査を行いました。

発災時の議会の対応はおおむね益城町と同様であり、議員は各地元地区での情報収集や被災者支援に従事されたとのことでした。

当村議会からのアドバイスとして、災害発生時に必要となる避難所やトイレ、水、食料、風呂等入浴手段などの備蓄が本当に十分かを再度検討されてはいかがか、また、停電や断水は必ずと言っていいほど発生するので、そのような状況での避難生活の維持、情報伝達方法なども見直しが必要ではないか。当村では村、議会ともに発災時の対応マニュアルを定めているが、心構えが後退しないように定期的に研修や訓練を行っている。また、発災時に国や自衛隊からの支援があるが、支援してほしい内容、例えば医療や食料などはできるだけ明確に伝えることが効果的な支援につながるとのことでありました。

両自治体とも多数の人的被害が発生し、いつときは大きく人口が減少したようですが、現在は人口増加基調に戻り、被災前の人口を取り戻すことも視野に入ってきているとのことでありました。亡くなられた多くの方々の御冥福、そして両町村が完全な復興、発展を遂げられますことをお祈りし、本件の報告といたします。

次に、鳥取県町村議会議長会定期総会の報告をいたします。

鳥取県町村議会議長会の本年度総会が7月8日に米子ワシントンホテルプラザにおいて開催されました。

当日はまず、報告第1号として総会前日までの会務報告が行われ、次に議案第1号の令和5年度歳入歳出決算の認定についてが提案されました。歳入総額2,092万円余、歳出総額1,999万円余の決算について審査を行い、全会一致で認定されました。

引き続き、報告第2号として令和7年度分担金の引上げについての報告がありました。

これは当組織が兼任して事務を行っている県町村会をはじめとした各団体でそれぞれ人件費を公平に計上するようという顧問税理士からの指導により、議長会業務の担当者分として2.5人分の給与費を計上するというもので、令和7年度より町村からの分担金を引き上げるというものであります。

最後に、その他として、全国町村議会議長会が調査研究、取りまとめを行った町村議会の議員報酬の改善に向けた現状と課題の報告があり、閉会となりました。

最後に、日吉津村ほか2か町下水道協議会総会の報告をいたします。

日吉津村ほか2か町下水道協議会の総会が8月29日、リモート会議として開催されました。

当日の議案は、令和5年度の事業報告、会計収支決算、令和6年度の事業計画、そして会計収支予算の4議案でありました。令和5年度はコロナ禍の影響があり、総会以外の事業は事務担当者による会議のみとなり、予算の支出はありませんでした。

令和6年度は汚水のごみ取り装置の視察が計画されるなど、歳入歳出24万2,000円の予算が計上されました。いずれの議案も全会一致で可決及び認定されております。

以上で議長からの諸般の報告は終わります。

なお、詳細につきましては、会議資料等を議会事務局において閲覧に供しておりますので、御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

西部議長会正副議長・局長研修会並びに西部議長会自治功労者表彰式及び議員研修会の報告を受けます。

10番、板井隆君。

○副議長（板井 隆君） 10番、板井隆です。去る7月1日に、西部町村議会議長会正副議長・局長合同研修会が日南町で開催されましたので、報告します。

最初に、現地調査として、日南町大宮の地域振興センターで株式会社ファームイングの岩田真也社長から概要と現状についての説明を受けました。

この会社は平成5年に印賀圃場整備組合を設立し、3年後に現在の株式会社ファームイングを設立されています。現在では社員6名で、この6名の平均年齢は30歳と、パート数名でトマト1ヘクタールにハウス45棟、水耕32ヘクタール、ソバ4ヘクタールについて大型機械を導入して運営し、年間7,600万円の売上げとなっていました。

特に若者の社員育成に力を入れ、全員が共通の問題意識を持って切磋琢磨しながら作業に取り

組み、トマトハウス栽培は日南トマトとしてブランド化されるようになりました。大宮の空き家を社員宿舎として活用し、地域住民の方とも連携を取って、農業で地域を守るの理念の下、対応される姿に感銘を受けました。

午後は会場を日南町役場に移し、この後、各町村から出された議会運営の質問に対する各町村議会の回答と意見交換会が行われました。

主な内容は、議員定数の検討状況、委員会での会議録の作成方法、会議中の議員の私語、また、やじへの対応、委員会報告に対する質疑の答弁者についてなど、意見交換会を行いました。

最後に、この後報告します西部町村町議会研修会の内容と、鳥取県議会日野郡選挙区の存続を求める要望について説明を受け、研修会を終えました。

以上、西部町村会正副議長・局長合同研修会の報告とします。

続いて、去る8月19日に、令和6年度自治功労者表彰式、西部町村会議員研修会が伯耆町の鬼の館で開催されましたので、報告します。

最初に、町村議会議員として通算11年以上在籍し、功労のあった方への表彰があり、南部町からは仲田司朗議員、三鴨義文議員、白川立真議員が栄えある表彰を受賞されました。これまでの御苦勞、功績に感謝し、今後一層の御活躍を祈念いたします。

引き続き、西部広域行政管理組合消防局消防第二担当課長補佐、藤友真人さんの「令和6年度能登半島地震における西部消防局の活動について」と題し、講演がありました。藤友課長補佐は南部町出身で、今回の講師をされました。

今年元日に発生した能登半島地震に鳥取県東部、中部、西部の消防局で大隊を組み、救出支援での活動の様子についてスライドを交えての講演をいただきました。

最初に、被災現地までの移動が通常の10倍以上の時間がかかって現地近辺に到着できたこと、その後、現地活動も余震と土砂崩れの再発と闘いながらの救援作業となったことなど、生々しい現状を目の当たりにした悲惨な光景を見させていただきました。

今後、南海トラフを含めた自然災害はいつ、どこでも起きる可能性を含んでいる。様々な体験から、身近で起こった災害にいち早く的確な行動が取れるように日々研さんと訓練を重ね、住民の生命を守り、安心と安全の確保に精進していきますとの決意を述べられ、講演が終わりました。

以上、自治功労者表彰式、西部町村会議員研修会の報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、広報常任委員会からの報告を受けます。

2番、加藤学君。

○広報常任委員会委員長（加藤 学君） 2番、加藤学です。7月23日、三朝町溪泉閣におい

て、鳥取県町村議会議長会主催の令和6年度鳥取県町村議会広報研修会が開催されました。

一般財団法人自治体広報広聴研究所代表理事・広報アドバイザーの金井茂樹氏を講師に「読者をふやす議会広報紙の編集」と題された講演が行われました。

主な内容は、戦略的広報とメディアの役割について、現在の議会広報紙のこれから進むべき多様性と、そのためにはどのような戦略を構築していくのか、また、紙媒体としての広報紙とそれ以外の媒体との関係をどのように構築していくのか、こういった内容でした。

また、講演の後は参加自治体の議会広報紙を書評する議会広報紙クリニックが行われました。

講演の内容は、現在SNSを活用した議会活動の発信に取り組んでいる南部町議会広報のこれからの一部の指針になる内容ではないかと思っております。また、議会広報クリニックは、現在、文章中心の編集を行っている南部町議会広報紙のこれからの課題に通じる、そういう内容であったと思われます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、地方行政調査特別委員会よりの報告を受けます。

3番、荊尾芳之君。

○地方行政調査特別委員会委員長（荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。地方行政調査特別委員会の報告を行います。

去る7月16日から17日にかけて、鳥取市と岡山県真庭市に調査に出かけてきました。調査の目的は、少子高齢化や人口減少が危惧される現在、地域でこれを乗り越えていくためには、さらに住みよい地域の形成を図っていくことが重要であります。このため、町はどのように具体的対策を取っていくべきか、議会として深く研究する必要があります。このような目的を持ち、調査に行ってまいりました。

調査項目としては、1、ごみの減量化対策について、2、議会改革について、3、森林環境譲与税についての3点を主に調査を行ってまいりました。

第1日目はまず、鳥取市のいなばエコ・リサイクルセンターを訪問しました。ここの施設は、容器包装リサイクル法に基づいて、家庭から排出されるプラスチックごみ（軟プラ）を収集して、これを基にペレットを作り、再商品化するプラント工場です。また、原料のペレットを加工してプランターなどを作製しています。商品として出荷しております。軟プラの収集エリアは、鳥取県東部はもちろん、兵庫県の北部など広い地域から収集を行っています。軟プラスチックをストックヤードに集めて再利用して再商品化する施設でした。

次に、リンピアいなばを訪問しました。この施設は、東部広域行政管理組合が管理運営を行っています。鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町の可燃ごみ（一般廃棄物）を焼却する施設

です。クリーンをスペイン語でリンピアと言います。そこから命名されたそうです。令和4年4月に完成し、その8月から本格稼働となっています。

1日に120トンの焼却炉が2台あり、日量240トンの処理ができています。発電効率が24.1%とのことでした。現在、西部広域行政管理組合でもほぼ同規模の焼却場の建設が検討中であり、イメージすることができました。

2日目は、岡山県真庭市の森林環境譲与税活用事業について調査してまいりました。

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。そして、法律によってその用途を公表することが定められています。

真庭市では令和5年度の森林環境譲与税を活用して行っている総事業費が1億9,111万7,000円でした。地域資源を活用して持続可能な林業を確立するとして事業を行っています。その代表的なものが森林・林業dX推進事業で1,375万円の実績でした。これはリモートセンシング技術を活用して森林資源の解析を行い、山林に合った区分設定を実施する事業でした。

また、平成27年4月から稼働したバイオマス発電所事業は、地域に根づいた林業、木材産業を目指し、バイオマス産業都市として国からの選定を受けていますなどなど、非常に特徴的な林業関係の事業を実施されていて、南部町にどう活用を図り、どう関わりを持っていくのかを考えさせられました。

以上、地方行政調査特別委員会の報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会の報告を受けます。

11番、細田元教君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（細田 元教君） 11番、細田でございます。南部箕蚊屋広域連合議会8月定例会の報告をいたします。

去る8月27日、令和6年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、令和5年度一般会計決算、介護保険事業特別会計決算並びに令和6年度一般会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算が提案されました。

令和5年度一般会計決算は、歳入総額が5億6,323万4,000円、歳出総額が5億5,917万6,000円で、歳入歳出差引額は405万8,000円でした。前年度と比較し、歳入は2,190万5,000円、4.0%の増、歳出は2,080万3,000円、3.9%の増でした。増額の主な要因は、特別会計との繰入金、繰出金の増となっています。

介護保険事業特別会計決算は、歳入総額34億1,007万1,000円、歳出総額32億9

99万2,000円で、歳入歳出差引き額は2億7万9,000円でした。前年度と比較し、歳入は1億8,591万9,000円、5.8%の増、歳出は2億9,069万6,000円、10.0%の増でした。保険給付費は28億5,700万円と、前年度と比較し1億5,514万3,000円、5.7%の増となり、計画値に対しては93.5%の執行となりました。

令和6年度補正予算は、一般会計では、歳入歳出それぞれ3,288万4,000円増額し、歳入歳出総額は5億3,788万4,000円となりました。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ2億7万3,000円増額し、歳入歳出総額3億7万3,000円となりました。

一般会計、特別会計とも令和5年度決算に基づく補正が主なものでした。

決算、補正予算ともに総務民生常任委員会に付託し、審査された結果、本会議で認定、可決されました。

以上で南部箕蚊屋広域連合議会の報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会の報告を受けます。

7番、白川立真君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（白川 立真君） それでは、報告します。去る8月23日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

定例会に提出された議案は2議案で、令和5年度歳入歳出決算認定、令和6年度補正予算（第1号）であります。

初めに、令和5年度決算認定につきましては、歳入総額2億2,587万3,790円、歳出総額2億929万2,208円で、歳入歳出差引き額1,658万1,582円、実質収支額も同額の1,658万1,582円でした。

歳入のうち1億8,196万3,000円が両町の負担金であり、南部町が8,786万9,933円、伯耆町が9,409万3,067円でした。

可燃ごみ搬入量につきましては、両町合わせて年間で4,139.16トンであり、前年度に比べ117.45トンの減でした。収集量は73.78トンの減、直接搬入量は43.67トンの減となりました。町別搬入量も両町とも減っており、全体的に減少傾向になっていますが、減少の要因として、人口減少による自然減が一番の要因ではないかということ、コロナ禍以降の生活スタイルの変化や食生活の変化などもあり、住民1人当たりの出すごみの量も減ることから、何か一つの要因ではないということでした。令和5年度は緊急修繕が多く見受けられたことから、設備の保守点検をしっかりとし、延命化を図るとのことでした。この令和5年度歳入歳出決算認

定については、全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、令和6年度補正予算は、前年度繰越金を歳入で計上し、繰越金を2町にそれぞれ返還するための償還金、投げ入れ扉の不具合原因を調査するための役務費、クリーンセンターへの進入路の支障木伐採のための委託料が提案されました。補正額は歳入歳出それぞれ1,658万円を追加し、歳入歳出の予算総額を2億7,458万円とするものでありました。この令和6年度補正予算については、全会一致で可決されました。

議案書は事務局に供しておりますので、閲覧のほど、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県町村議会女性議員研修会の報告を受けます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 真壁です。去る7月22日、三朝町溪泉閣内で開催された県町村議会女性議員研修会に出席しましたので、報告します。

今回の研修は、「女性の声を議会につなげる仲間づくり」、副題として「知恵とスキルを共有する」という内容で、ワークショップ形式で討議をするというものでした。

昨年の研修会と同じ一般社団法人WOMAN SHIFTにお願いし、代表理事で東京都台東区区会議員の本目さよさんをファシリテーターとして18人の参加者が4つのグループに分かれ、議員として今何に悩んでいるのか出し合い、テーマを設けてそれぞれ話し合うという内容でした。

それに先立ち、参加者全員に2017年11月熊本市議会定例会で起きた、生後7か月の子供を連れて議場に入り、子供同伴出席が認められず、議会開会が大幅に遅れたという事件について、議会、本人はどうすべきであったか、話し合いというワークショップで結論を出してほしい、こういう内容が提起されました。

当女性議員は、「子育て世代の代表として、子供と一緒に議会に参加して発言できる仕組みを整えるよう主張したかった」との弁、一方、議長、事務局は「市議会規則では、本会議中は、議員以外が立ち入ることはできないとされており、赤ちゃん連れは規則違反に当たる」と当時の新聞記事で紹介されました。

グループで話し合い、意見をまとめる作業では、年齢、政党などの違いがあるものの、子供の環境を第一に考えるという意見はすぐにまとまりました。

議会の対応については、当議員からそれまでに議会開会中に子供を預ける場所がない。保育園やベビーシッター助成などの整備をとる要望があったが、議員を特別扱いできないと却下してきた経緯もあり、生後7か月ということは、産休・育休の間に子供をどうするのか、議会が環境整

備をする必要があるのか当議員とよく話し合い、必要であれば対策を取る必要があったのではないかとすることにまとまりました。

一方、本人はどうすべきであったかについては、事務局にも、議会にも何も言わずいきなり子供を連れて議場に入ることについては、子育て世代の悲痛な声が見える形にしたかったと、本人の弁ですが、誰もが子育てと仕事の両立で悩んでいた時期を経験していたこともあり、共感こそすれ、やり方が違うのではないか。7か月の赤ちゃんにとって議場は子育ての環境にはふさわしくなく、子供第一に考えるとオンライン、別室等の方法もあり、事務局とよく話し合うべきではなかったかというまとめになりました。

子育ての時期を乗り越えてきた多くの女性議員たちは自分の経験から我が事だけではなく、次につなぐ世代に向けて問題点を政策化しようと前向きな意見が多く出され、元気づけられてきました。それにしてもここまで追い詰められていたんだと思うと子育て環境はまだまだだね、これは皆さんの感想でした。

グループ別のワークショップではハラスメントの話になりました。委員会などで女性議員が意見を言うと、そんなことここで言わんでいい、ここで言うことと違うと制止されることが多くて悩んでいる。

2つ目、議会閉会後の懇親会が半強制的、強制的で困っている、こういう意見など、なかなか意見を言うのにも苦勞されている議会が多いようでした。とにかく委員会等での女性議員発言停止発言はパワハラそのもの、法、条例、規則の遵守を求めていこうと話し合い、また、閉会後の懇親会は議会活動ではないということをはっきりさせないといけないということを話し合い、励まし合いながらのワークショップになりました。

女性議員の研修会はどうあるべきなんだろうと、どちらかといえばこのようなワークショップではなく、地方自治の研修を望んでいた私なのですが、今回の女性議員の悩みなどを聞いていて、2年続けて、女性議員の声が届く、ハラスメント、こういう内容のワークショップを役員たちが研修会として2年間も続けてしたことが理解できた思いでした。地方議会もクォーター制を取り入れる時期に来ているんだなとしみじみ感じさせられた研修でした。以上、報告とします。

○議長（景山 浩君） 次に、日本海政経懇話会8月例会の報告を受けます。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田司朗でございます。新日本海新聞社主催の日本海政経懇話会西部例会が8月22日木曜日、皆生グランドホテル天水にて開催され、出席しましたので、報告いたします。

講師の先生は、元厚生労働省大臣官房国際課課長補佐で神戸学院大学教授の中野雅至氏で、「働き方改革に企業はどう立ち向かうのか」について講演され、聴講しましたので、報告いたします。

生産性向上と人手不足への対応をどう両立させていくべきかについて指針を示されました。労働時間短縮が企業側に求められる中、過剰事例として店の出入り口までのお見送りをした、タクシーの乗客を迎えるために車から降りてサービスをする、社内用の凝ったパワーポイントなどを上げられ、過剰なサービスや資料作りをやめることを呼びかけられていました。無理して何でもかんでもやっていたら従業員は身がもたない。生産性向上に加え、人手不足の解消も働き方改革の要諦になると説明を受けました。

また、現在の若者の仕事観は、地元志向が強く、知名度より仕事内容で就職先を選ぶ傾向があるとし、成長願望が強く、専門能力を身につけたがるが、受け身の姿勢が強いと解説されていました。若者をどう採用し、育てるべきかについて厚生労働省の統計データを用いながら、段階的に高度な仕事を与え、相談に乗ったり助言したりして従業員の能力開発に努めている企業は生産性が高いと力説されていました。

高齢者と若年者が組んで仕事をするペア就労を取り上げ、高齢者は働きがいがあり、若年者は技術が得られる点を紹介され、成長願望が強い若年者の仕事観にも言及され、専門能力が身につく職場環境の情報発信を進め、従業員の教育体制が充実していることも企業には不可欠であると指摘されていました。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 報告第4号

○議長（景山 浩君） 日程第5、報告第4号、専決処分の報告についての報告を受けたいと思います。

町長から報告を求めます。

副町長。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。報告第4号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、和解及び損害賠償の額を決定することについて、次のとおり専決処分をする。処分日は、令和6年6月25日でございます。

和解の相手方は、そこに記載のとおりでございます。

損害賠償の額は、8万8,000円でございます。

和解の事由及びその内容につきましては、町は、相手方の著作物たるイラストについて、相手方の承諾のないまま学校だよりに使用し、当該学校だよりを町ホームページに掲載をいたしました。このことにより相手方に対し、イラスト使用規約に示されている額を損害賠償額として支払い、和解するものでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これで報告第4号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第6 報告第5号 及び 日程第7 報告第6号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第6、報告第5号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第7、報告第6号、令和5年度決算に基づく資金不足比率についてを一括して報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

町長より報告を受けます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。資料の準備よろしいでしょうか。報告第5号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

次のページを御覧ください。令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。令和5年度決算について算定したところ、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率は、一般会計、それから墓苑事業特別会計を合算し、算出します。また、連結実質赤字比率は、病院事業会計や水道事業会計を含む本町の全ての会計を合算し、町全体として赤字の有無を判断するものでございます。例年同様、令和5年度決算においても、両指標について赤字額は算出されませんでした。

次に、実質公債費比率、将来負担比率でございますが、これは南部町の借入金の返済額の大き

さや、町全体の負債の大きさを表す指標でございます。令和5年度については実質公債費比率が9%、将来負担比率が12.2%と、いずれも早期健全化基準の25%と350%を下回っております。

続きまして、令和5年度決算に基づく資金不足比率について説明します。報告の第6号です。準備よろしいでしょうか。報告第6号、令和5年度決算に基づく資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

次のページを御覧ください。令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書です。各特別会計の決算に基づいて資金不足比率を算定した結果、全ての会計で資金不足は生じておりませんでした。したがって、資金不足比率は算出されず、経営健全化基準の20%を下回っております。

あわせて、資料のほうも用意しておりますので、併せて御確認をお願いしたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（景山 浩君） これで報告第5号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について及び報告第6号、令和5年度決算に基づく資金不足比率についてを終わります。

日程第8 報告第7号

○議長（景山 浩君） 日程第8、報告第7号、法人の経営状況についての報告を受けたいと思います。

まず、西伯郡南部町土地開発公社について報告を受けます。

企画政策課長、松原誠君。

○企画政策課長（松原 誠君） 企画政策課長です。報告第7号、法人の経営状況についてです。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、次の法人の経営状況を説明する資料を別添のとおり議会に提出いたします。

私のほうからは、令和5年度西伯郡南部町土地開発公社の経営状況を御報告いたします。こちらのほうは3月に開催しました理事会にて御承認をいただいているものでございます。

報告書を御覧いただきまして、事業内容を要約して説明いたしたいと思います。ミトロキリサイクルセンターにおきましては、既に平成25年度末で残土の受入れは終了しています。受入れ実績は47万1,729立方メートルでございます。

令和5年度についても、土地の移動や大規模な工事がなかったことを御報告いたします。

それでは、第49期における決算状況について説明いたします。決算関係資料の5ページ、損

益計算書を御覧ください。

損益計算書の事業利益はございません。

事業総利益についてもございません。

その下の販売費・一般管理費が8万1,265円の損失、それに営業外の収益が114円、その他特別損益はございませんので、当期の純利益は8万1,151円の損失となります。

次に、ページが飛びますが、12ページを御覧ください。こちらには剰余金計算書をつけております。令和4年度末の繰越利益準備金が757万7,084円でございます。先ほどの当期純利益（損失）8万1,151円を差し引きますと、令和5年度末の繰越利益準備金は749万5,933円となります。

今後も公有地の拡大の推進に関する法律を遵守いたしまして、引き続き経費節減に努め、健全な財務運営を心がけます。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、株式会社緑水園及び一般社団法人南部町農村振興公社の報告を受けます。

産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。産業課関係の法人の経営状況について報告いたします。

初めに、株式会社緑水園について報告いたします。資料のほうはよろしいでしょうか。まず、事業報告です。1ページ、2ページが報告書となります。令和5年度、第12期はコロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類に移行し、集客数も回復の兆しが見られました。

一方で、費用面における価格高騰や水道光熱費の増加、食材や物流などの仕入れ材料費の高騰の影響は大きく、経営のかじ取りに苦心されている現状にあります。

令和5年度に着手しました本館1階照明LED化工事は、単年度比較で約80万円の電気代削減につながり、長期的な視点では経費削減に大きな効果をもたらしてくれるものと期待しています。また、レストランホール先に新設しましたテラスはドッグカフェの実施も決定し、新たな顧客層の集客ツールとしての活用にも大いに期待するところです。

宿泊数につきましては、本館の利用者数は依然として減少している状況にあるものの、虹の村コテージの利用に関して全7棟中4棟のリニューアルの完了や、ネット予約の導入等により利用ニーズの多様化に対応した宿泊施設へと転換し、利用者数の増加につながったものと考えています。今後も引き続き緑水園としての利点や特徴を研究し、予約方法の多様化など、ニーズに即したサービス提供体制づくり、ターゲットを絞った宿泊提供など、さらに改善に努め、売上増加の

一つの要因となっている仕出し料理の継続など、経営努力に努めてまいります。

次に、決算状況について説明をします。4ページの損益計算書をお願いいたします。指定管理料収入を含む令和5年度の売上高合計は1億947万2,500円、売上原価は2,778万9,798円で、差引き、売上総利益は8,168万2,702円となっています。令和4年度と比較しまして、約1,500万の利益増となっています。

次に、販売費及び一般管理費は8,221万1,295円で、令和4年度と比較しまして約800万円増加しています。

内訳につきましては、科目ごとの決算金額を5ページに示してあるので、御確認をお願いいたします。

これによりまして、令和5年度の営業収益は52万8,593円の赤字となっています。

営業外収益は286万9,195円の決算となっています。そのうち、雑収入として216万6,481円が計上されています。その内容としましては、県の補助金及び町の委託料などとなっています。このほか、特別利益、法人税等租税公課費等により、令和5年度の決算は223万4,765円の黒字決算に転じました。

3ページのほうに戻っていただきまして、貸借対照表についてです。貸借対照表は株式会社緑水園の累積資産の状況となりますが、先ほどの令和5年度決算の状況を反映し、資産合計は4,057万1,141円となっています。

最後に、6ページの株主資本等変動計算書につきましては、令和5年度末の純資産合計は、期首残高806万4,198円に純利益額223万4,765円を加えまして、5年度期末残高として1,029万8,963円となります。

以上、株式会社緑水園の決算報告とします。

次に、一般財団法人南部町農村振興公社について報告します。資料のほうはよろしいでしょうか。1ページ目をお願いいたします。令和5年度事業報告です。農村振興公社の令和5年度の主な事業実績は、水稻、ソバに関する作業受委託となっています。

水稻の関係につきましては、作業受託面積の総計を前年度と比較しますと、令和5年度は2,025.3アールで、令和4年度が2,443.3アールでしたので、418アールの減少となっています。対前年度比82.89%、約17%の作業受託減となっています。

大豆のほうにつきましては、令和5年度の受託実績はありませんでした。

次に、ソバですけれども、こちらのソバにつきましては、年度当初に受託の取扱いについてお騒がせした状況もありましたが、農業法人から機械を借り受け、受託を継続し、作業面積も増加

するという結果になりました。

令和5年度の受託実績の総括としまして、全体の作業受託面積は年次的に減少しています。この傾向は今後も続くものと考えられます。要因としましては、大豆、ソバの受託は継続的な作付が行われておらず、年によって受託面積が大きく変動してしまう実態となっています。水稻においても、他の作目への転換と、町内の農業法人や集落営農組織へ農作業委託を変更されるなど、農村振興公社の実績減につながってきています。また、令和5年度末には国県の補助金を活用して新たに堆肥散布機を導入されましたので、今後は肥料低減の取組が町内に波及することを期待するものです。

次に、収支決算についてです。まず、3ページの正味財産増減計算書を御覧ください。

経常収益は、基本財産運用益、事業収益、受け取り補助金等、雑収益を合計しまして1,041万4,228円、前年度と比較し179万5,688円の増となりました。内訳としましては、農作業受委託収入は減少しているものの、令和5年度、機械導入による国庫補助金及び県補助金の補助金収入が増加したためでございます。

次に、経常費用です。事業費、管理費を合計した経常費計は731万2,841円、前年度比較で35万5,897円の減となりました。要因としましては、作業受託料の減少に伴う事業費用の減少によるものと考えています。

経常収益から経常費用を引いた当期経常増減額は310万1,387円の増となり、これに当期経常外増減額、マイナス460万6,060円を差し引いたマイナス150万4,673円が当期一般正味財産増減額となります。結果、令和5年度も赤字決算を計上したところでございます。これを受けて、累積決算を示します一般正味財産の期末残高は、令和6年3月末で1,287万3,846円となります。これに指定正味財産を加えた期末残高2,287万3,846円が南部町農村振興公社の令和5年度の決算となっております。

そのほか、参考としまして5ページに令和5年度収支決算の詳細、それから6ページ、7ページには作業受託の実施面積及び収入状況を年度比較でお示ししていますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上で産業課からの法人経営状況の報告を終わります。

○議長（景山 浩君） これで報告第7号、法人の経営状況についてを終わります。

日程第9 議案第49号 から 日程第25 議案第65号

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。この際、日程第9、議案第49号、令和5年度南部

町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、議案第65号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第49号から日程第25、議案第65号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは議案第49号です。準備のほう、よろしいでしょうか。

議案第49号、令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、令和5年度南部町一般会計歳入歳出の決算について御説明いたしますけれども、議案書のほか、私のほうからこの歳入歳出の決算書、それから決算資料、この3点で御説明をさせていただきますので、準備のほうをよろしくをお願いします。

まず、歳入歳出の決算書の113ページを御覧ください。この113ページは、実質収支に関する調書でございます。よろしいでしょうか。歳入総額82億9,478万489円、歳出総額80億6,991万5,594円で、差引き額は2億2,486万4,895円。翌年度へ繰り越すべき財源の3,093万3,992円を差し引いた実質収支額は、1億9,393万903円となりました。

次に、歳入の状況について不納欠損額と収入未済額について御説明をしたいと思います。

資料については同じくこの歳入歳出決算書、ページが随分戻りまして、2ページ目でございます。よろしいでしょうか。不納欠損額については、2ページ、1款町税です。これが177万1,308円と、それから4ページ目、12款の分担金及び負担金が92万7,351円で、合計しますと269万8,659円でございます。

収入未済額については、2ページ目です。町税が2,446万6,717円。

ページが4ページに飛びまして、分担金及び負担金が247万4,801円。使用料及び手数料が423万2,393円。諸収入ですけれども、ここは8,620万9,862円で、これを合計いたしますと1億1,738万3,773円でございます。

次に、決算資料で説明を申し上げたいと思います。決算資料、この資料のほうに移りますので、準備のほうをよろしく願いいたします。

まず、決算資料の2ページを御覧ください。歳入の状況について、昨年度と比較して増減の主なものについて説明をいたします。

まず、2ページ目、一番左の自主財源のところです。上の段です。町税は3,522万3,000円増加し、10億5,080万3,000円となりました。主な要因として固定資産税、償却において過年度分の修正申告が行われたことによるものでございます。

寄附金です。寄附金は1,295万8,000円増加し、1億797万9,000円となりました。これは、がんばれふるさと寄付金が2,205万9,000円、企業版ふるさと納税が600万円増加したことによるものでございます。

その下の繰入金です。繰入金は2億7,374万7,000円増加し、2億9,882万7,000円となりました。公共施設整備基金は、ケーブルテレビ機器更新や議場のマイク更新に繰り入れ、1億192万3,000円増加し、減債基金は決算見込みによりまして1億5,000万円繰り入れたことによるものでございます。

繰越金です。繰越金は7,886万7,000円の減で、2億9,530万6,000円となりました。これは令和4年度決算による実質収支額となります。

次に、大きな項目一番左側の下の欄の依存財源でございます。地方交付税は、1億1,411万4,000円増の38億473万1,000円となりました。普通交付税は、国税による税収増に伴い、臨時的な経済対策として追加交付が行われたことにより5,705万6,000円増加し、特別交付税は集落支援員や地域活性化企業人の増員、それからコンビニ交付、地方バスに要する経費の増加により5,705万8,000円増加しました。

国庫支出金です。国庫支出金は3億4,587万7,000円減少し、9億1,627万3,000円となりました。主な要因は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等、国の施策による新型コロナウイルス関連事業の補助金が減少したことによるものと、令和3年度の豪雨災害による災害復旧事業に係る補助金の減によるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。県支出金です。県支出金は、3,007万5,000円減の6億3,199万1,000円となりました。主な要因は、国庫支出金と同様に令和3年度の災害復旧事業に係る補助金の減や、参議院議員選挙に係る委託金の減によるものでございます。

その下の町債です。町債は2億7,120万円の増で、5億7,020万円となりました。主

なものは光ファイバ整備事業債の3億4,310万円の増によるものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。ページ開いていただきまして4ページから5ページ、これは目的別の歳出の状況でございます。

まず、令和5年度に実施した主な事業としては光ファイバ整備事業、これは各戸の宅内の引込み工事でございます。それから、電力・ガス・食料品等の価格高騰による支援事業、フルーツロード構想に伴う基盤整備事業、町民の生活支援及び町内経済活性化を図る地域活性化ポイント導入事業、それから小・中学校の体育館照明のLED化事業によるものでございます。詳細についてはお読み取り、お願いいたします。

それから、次に、6ページの性質別の歳出の状況でございます。性質別の歳出について説明いたします。

人件費です。人件費は、6,349万5,000円増の13億6,736万6,000円となりました。また、中段の普通建設事業（うち事業費支弁人件費）、これを加えますと7,303万増の14億1,023万8,000円となります。今申し上げましたこの金額は、これ次の7ページの下段の再掲欄に示しておりますので、御確認ください。増加の要因としては、人事院勧告や会計年度任用職員の処遇改善の影響によるものでございます。

扶助費です。扶助費は、935万7,000円増の10億5,749万円となりました。自立支援介護給付事業が毎年増加の傾向という具合になっております。

その下の公債費です。公債費は、7,923万1,000円減の6億4,130万5,000円となりました。令和4年度に繰上償還、これは光ファイバ整備事業等を行ったことや、過去に借入れした西部地震の県貸付金等の償還終了に伴うものでございます。

次に、投資的経費です。普通建設事業は、3億7,507万2,000円増の10億2,278万3,000円です。光ファイバーの引込み工事やフルーツロード構想、これ農地耕作条件改善事業における基盤整備、それから小・中学校体育館照明のLED化工事が主な要因でございます。

災害復旧事業は、2億8,068万1,000円皆減いたしました。令和3年度の7月、8月豪雨災害による災害復旧事業の減によるものでございます。

次、ページめくりです。7ページです。7ページの物件費です。物件費は、4,506万8,000円増の13億2,044万6,000円です。ケーブルテレビ施設の機器更新、それから電算管理事務費での基幹システムのベンダー変更、公共交通対策事業におけるバクシー導入等によるのが主な要因となっております。

補助費等です。補助費等は、2億1,936万8,000円増の18億854万1,000円です。国の物価高騰対策による電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したこの事業の実施が主な要因でございます。

次に、次のページ、行きます。8ページです。8ページについては基金の状況でございます。まず、基金の状況で財政調整基金については75万8,715円を積み立て、8億2,366万1,969円。減債基金は93万7,661円を積み立てましたけども、決算見込みにより1億5,000万円を取り崩し、8億6,792万3,886円。特定目的基金は、合計6,742万4,412円を積み立て、各種事業に1億3,114万7,374円を繰り入れるために取り崩した結果、14億1,672万8,406円となり、これによって財政調整基金、それから減債基金、特定目的基金の合計残高については31億831万4,261円となりました。

このほか定額運用基金、それから特別会計基金を加えた基金の総残高は、33億8,424万5,208円となりました。

その下には基金の運用状況を掲載しております。一般会計基金残高31億831万4,261円のうち、一番左側の定期預金分25億1,001万4,261円を定期預金に、それから6億については債券運用という具合にしております。特別会計基金については全て定期預金という具合にしております。

続いて、地方債の状況です。地方債、これは令和5年度は一般会計で5億7,020万円発行し、元金償還額は6億1,996万6,376円で、令和5年度末起債残高は59億483万4,312円となりました。昨年度と比較すると4,976万6,376円の減少となっています。

次に、9ページになりまして、9ページからは資料集ということで平成26年度から10年間の財政状況の推移について掲載しております。御確認をお願いしたいと思います。

それでは、最後となりますけども、歳入歳出決算書のこちらの資料に戻っていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。歳入歳出決算書、204ページでございます。204ページには財産に関する調書、それから208ページには定額基金の運用状況を掲載しておりますので、お読み取りいただきたいという具合に思います。以上で説明を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を挟みたいと思います。再開は2時45分といたします。

午後2時21分休憩

午後2時45分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。国民健康保険について説明させていただきます。議案書の2ページを御覧ください。よろしいでしょうか。議案第50号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の133ページをお願いします。よろしいでしょうか。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は13億5,092万8,161円、2番、歳出総額は13億2,934万2,601円、3番、歳入歳出差引き額は2,158万5,560円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額が41万円、5番、実質収支額は2,117万5,560円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

続きまして、125ページをお願いします。歳出から説明させていただきます。主なものを説明させていただきます。2款保険給付費です。予算現額10億6,860万9,817円に対し、支出済額10億1,794万4,903円でした。内訳を説明します。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費が支出済額8億5,914万9,724円で、国民健康保険の一般被保険者が医療に要した費用の公費負担分となります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、予算現額1億5,353万7,000円に対し、1億5,202万3,987万円の支出をしております。高額療養費は、一月に支払われた医療費の本人負担分が個人ごとの限度額を超えた場合に、超えた部分を支給するものです。

127ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金は、予算現額2億6,892万円に対しまして、2億6,891万9,055円を支出しております。こちらは鳥取県に支払う納付金です。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で負担をしております。

131ページをお願いします。歳出合計額としまして、予算現額14億816万3,000円に対し、支出済額13億2,934万2,601円となりました。

続きまして、歳入を説明いたします。119ページを御覧ください。119ページです。1款国民健康保険税は、調定額2億1,311万8,526円に対し、収入済額は1億7,616万9,245円、不納欠損額は151万3,220円、収入未済額は3,543万6,061円でした。現年の徴収率は96.9%となっております。節ごとの内訳につきましては、御覧いただきますようお願いいたします。

以下、調定額と収入済額は同額ですので、調定額は省かせていただきます。

121ページを御覧ください。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。収入済額は10億5,739万1,401円です。内訳は、普通交付金10億1,625万5,401円、特別交付金が4,113万6,000円でございます。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、収入済額9,160万427円です。これは出産育児一時金、事務費、基盤安定、未就学児均等割保険料、財政安定支援事業、産前産後保険料に充てるものになります。

9款繰越金の収入済額は2,546万7,607円で、令和4年度からの繰越金になります。

123ページをお願いします。歳入合計としまして、調定額13億8,787万7,442円、収入済額は13億5,092万8,161円、不納欠損額は151万3,220円、収入未済額は3,543万6,061円でした。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。御審議よろしくをお願いします。

続きまして、後期を説明します。議案書の3ページを御覧ください。議案第51号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の146ページをお願いします。決算書146ページです。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は1億8,057万187円、2番、歳出総額は1億7,789万6,074円、3番、歳入歳出差引き額は267万4,113円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は267万4,113円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

142ページをお願いします。歳出から説明をさせていただきます。1款総務費です。予算現額244万3,000円に対し、支出済額は196万9,554円でした。1項総務管理費は保険証交付などに係る事務費、2項徴収費は保険料を集めるための事務費になります。

2款分担金及び負担金です。予算現額1億7,560万2,000円に対し、支出済額は1億7,047万3,183円でした。これは徴収した保険料と事務費負担分を後期高齢者医療広域連合に支出するものです。

144ページをお願いします。歳出合計は、予算現額1億8,666万6,000円に対しまして、支出済額は1億7,789万6,074円でございます。

続いて、歳入を説明します。138ページをお願いします。1款後期高齢者医療保険料です。調定額は1億2,112万1,871円に対しまして、収入済額は1億2,102万7,219

円、収入未済額は9万4,652円でした。

4款繰入金は5,172万396円を収入しております。事務費繰入れ分と基盤安定繰入れ分になります。

5款繰越金は、前年度繰越金として241万5,593円の収入をしております。

140ページをお願いします。3項雑入は520万4,479円を収入しております。広域連合からの健康診査委託金収入になります。

歳入合計は、調定額1億8,066万4,839円、収入済額は1億8,057万187円、収入未済額は9万4,652円でした。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

続きまして、墓苑の説明をさせていただきます。議案書の4ページを御覧ください。議案第52号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、また決算書の155ページをお願いします。決算書の155ページです。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は128万8,221円、2番、歳出総額は113万9,132円、3番、歳入歳出差引き額は14万9,089円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は14万9,089円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

153ページをお願いします。歳出から説明します。1款総務費です。墓地の管理に要する経費になります。予算現額97万7,000円に対し、支出済額は74万9,132円でした。委託料は、西伯墓苑の除草や清掃などの管理委託費になります。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金は、西伯墓苑と円山墓地の返還に対して使用料を返還したものです。予算現額109万8,000円に対しまして、39万円を支出しております。

歳出合計額は、予算現額235万円に対しまして、支出済額は113万9,132円でございます。

続きまして、歳入になります。151ページをお願いします。1款使用料及び手数料です。調定額112万7,610円に対しまして、収入済額は109万5,850円でした。収入未済額は3万1,760円でした。こちらは墓地の使用料と墓地の手数料になります。墓地の手数料は毎年納付してもらう管理料の収入になります。

歳入合計は、調定額131万9,981円、収入済額は128万8,221円、収入未済額は

3万1,760円でした。

以上、墓苑事業特別会計の説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。農業集落排水の決算について説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。議案第53号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の168ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入総額が2億896万7,759円、歳出総額が1億7,607万7,288円、歳入歳出差引額は3,289万471円です。なお、この差引き残額は、南部町公共下水道、南部町集落排水、浄化槽整備の下水道事業について地方公営企業法が適用されたことにより、特別会計に引き継ぐこととなります。

164ページをお願いします。歳出から御説明いたします。1款総務費は、支出済額4,681万3,673円で、不用額は3,696万3,327円です。これは主に職員給与費や、処理場などの施設維持管理費を支出しているものです。

次に、2款公債費は、支出済額1億2,926万3,615円で、不用額は311万385円です。これは起債の償還元金と利子です。

3款予備費の支出はありません。

166ページをお願いします。歳出合計は、支出済額1億7,607万7,288円で、不用額は4,015万2,712円です。

160ページをお願いします。続きまして、歳入です。1款分担金及び負担金です。調定額441万1,441円で、収入済額は140万円、不納欠損額は301万1,441円です。収入未済額はゼロ円です。

2款使用料及び手数料です。調定額7,594万4,664円で、収入済額は7,221万2,416円、不納欠損額は61万3,281円です。収入未済額は311万8,967円です。

3款国庫支出金はありません。

4款繰入金です。調定額9,983万5,383円で、収入済額は同額です。これは一般会計からの繰入金です。

5款繰越金です。調定額1万9,960円で、収入済額は同額です。

162ページをお願いします。6款諸収入はございません。

7款町債です。調定額3,550万円で、収入済額は同額です。これは資本費平準化債などの借入れです。

歳入合計は、調定額2億1,571万1,448円で、収入済額2億896万7,759円、不納欠損額362万4,722円、収入未済額は311万8,967円です。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の6ページをお願いします。議案第54号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の181ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入総額が6,048万5,192円、歳出総額が5,089万8,284円、歳入歳出差引き額は958万6,908円です。なお、この差引き差額は、南部町下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、特別会計に引き継ぐこととなります。

177ページをお願いします。歳出から御説明します。1款総務費は、支出済額3,505万8,045円で、不用額は1,471万7,905円です。これは主に浄化槽の維持管理費と新設工事費に係るものです。

次に、2款公債費は、支出済額1,584万239円で、不用額は4万1,047円です。これは起債の償還元金と利子です。

3款予備費の支出はございません。

179ページをお願いします。歳出合計は、支出済額5,089万8,284円で、不用額は1,480万1,716円です。

173ページをお願いします。続きまして、歳入です。1款分担金及び負担金です。調定額161万5,000円で、収入済額90万円、不納欠損額31万円で、収入未済額は40万5,000円です。これは浄化槽設置に係る分担金です。

2款使用料及び手数料です。調定額2,084万7,320円で、収入済額1,983万2,444円、不納欠損額は31万6,199円で、収入未済額は69万8,677円です。

3款国庫支出金です。調定額145万2,000円で、収入済額は同額です。これは浄化槽設置に係る国庫補助金です。

4款繰入金です。調定額3,489万5,828円で、収入済額は同額です。これは一般会計

からの繰入金です。

5 款繰越金と 6 款諸収入はありません。

175 ページをお願いします。7 款町債です。調定額 340 万円で、収入済額は同額です。これは浄化槽設置工事に係る起債の借入れです。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 10 分休憩

午後 3 時 10 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○建設課長（岩田 政幸君） 失礼します。5 款繰越金です。調定額 4,920 円、収入済額は同額です。

6 款諸収入はありません。

175 ページをお願いします。7 款町債です。調定額 340 万円で、収入済額は同額です。これは浄化槽設置工事に係る起債の借入れです。

歳入合計は、調定額 6,221 万 5,068 円で、収入済額 6,048 万 5,192 円、不納欠損額 62 万 6,199 円で、収入未済額は 110 万 3,677 円です。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、7 ページをお願いします。議案第 55 号、令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書の 194 ページをお願いします。歳入総額が 1 億 8,607 万 2,877 円、歳出総額が 1 億 6,755 万 256 円、歳入歳出差引額は 1,852 万 2,621 円です。なお、この差引き残額は、南部町下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、特別会計に引き継ぐものです。

190 ページをお願いします。歳出から御説明いたします。1 款総務費は、支出済額 6,906 万 7,289 円で、不用額は 2,367 万 3,711 円となります。これは主に職員給与費や、処理場などの施設維持管理費を支出しているものです。

次に、2 款公債費は、支出済額 9,848 万 2,967 円で、不用額は 151 万 6,033 円です。これは起債の償還元金と利子です。

3 款予備費の支出はありません。

1 9 2 ページをお願いします。歳出合計は、支出済額1億6,755万256円で、不用額は2,527万5,744円となります。

1 8 6 ページをお願いします。続きまして、歳入です。1 款分担金及び負担金です。調定額873万8,421円で、収入済額176万5,000円、不納欠損額は693万3,421円です。収入未済額は4万円です。

2 款使用料及び手数料です。調定額7,315万280円で、収入済額7,102万1,402円、不納欠損額は35万5,682円です。収入未済額は177万3,196円です。

3 款国庫支出金です。調定額841万5,000円で、収入済額は同額です。これはマンホールポンプ施設の建築改築工事に係る国庫補助金です。

4 款繰入金です。調定額7,109万3,925円で、収入済額は同額です。これは一般会計からの繰入金です。

5 款繰越金です。調定額7万7,550円で、収入済額は同額です。

1 8 8 ページをお願いします。諸収入はありません。

7 款町債です。調定額3,370万円で、収入済額は同額です。これは資本費平準化債などの借入れです。

歳入合計は、調定額1億9,517万5,176円で、収入済額1億8,607万2,877円、不納欠損額は728万9,103円です。収入未済額は181万3,196円です。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。太陽光発電の説明をさせていただきます。議案書です。8ページを御覧ください。よろしいでしょうか。議案第56号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、また決算書をお願いします。203ページをお願いします。決算書の203ページです。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は7,281万2,834円、2番、歳出総額は7,004万6,545円、3番、歳入歳出差引き額は276万6,289円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は276万6,289円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

201ページをお願いします。歳出から説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費です。鶴田の太陽光発電施設の施設維持に係る経費になります。予算現額は2,667万1,000円に対し、支出済額は2,269万9,589円でした。委託料は警備保守や電気工作物の保守点検になります。工事請負費は自動制御システムの工事を行っております。積立金は基金に1,012万6,000円を積み立てました。公課費は消費税及び地方消費税分になります。

2款環境費は、一般会計で行っている自然エネルギー関係への補助金として一般会計へ繰り出したものになります。1,767万9,990円を支出しております。

3款公債費は2,966万6,966円を支出しており、電気事業債の償還のための元金と利息分になります。

歳出合計は、予算現額7,566万8,000円に対しまして、支出済額は7,004万6,545円でございます。

続きまして、歳入です。199ページをお願いします。3款繰越金は、前年度繰越しとして374万3,836円の収入になっております。

4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入です。予算現額は7,191万4,000円に対しまして、調定額と収入済額ともに6,906万5,436円になります。

歳入合計は、調定額と収入済額ともに7,281万2,834円でした。

以上、太陽光発電事業特別会計の説明を終わります。御審議よろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。水道事業の決算について説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。議案第57号、令和5年度南部町水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度南部町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、別冊の水道事業会計決算報告書で説明いたします。1ページ目から順に説明いたします。収益的収入及び支出の収入です。第1款水道事業収益は営業収益と営業外収益を合計して、決算額2億1,885万4,200円です。予算額に比べて決算額の増減は99万200円の増です。

2ページをお願いします。次に、支出です。第1款水道事業費用は営業費用と営業外費用を合計して、決算額1億9,689万6,643円で、不用額は1,128万2,357円です。

3ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。第1款資本的収入は企業債と出資

金を合計して、決算額4,066万8,323円です。予算額に比べて決算額の増減は500万1,677円の減です。

4ページをお願いします。次に、支出です。第1款資本的支出は建設改良費と企業債償還金を合計して、決算額1億2,416万3,731円で、不用額は100万8,269円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,349万5,408円は、当年度損益勘定留保資金をもって補填するものとしています。

5ページをお願いします。令和5年度南部町水道事業会計損益計算書です。この計算書は税抜きの金額となります。1、営業収益です。これは主に給水収益です。合計で1億4,887万1,973円です。

2、営業費用です。これは主に施設維持管理費や減価償却費になります。合計で1億7,536万9,869円で、営業利益としてはマイナスの2,649万7,896円です。

次に、3、営業外収益です。これは他会計からの補助金が主な収入です。合計で5,546万6,644円です。

4、営業外費用です。これは企業債利息が主な支出です。

6ページになります。合計で1,172万5,554円となり、営業外の利益としては4,374万1,090円です。

営業利益と営業外利益を合わせた令和5年度の経常利益は、1,724万3,194円となります。

5、特別利益と6、特別損失はありませんので、当期の利益としては1,724万3,194円となります。

7ページをお願いします。令和5年度南部町水道事業剰余金計算書です。令和4年度末の繰越利益剰余金残高に令和5年度の純利益を加えて、令和5年度末の繰越利益剰余金残高はマイナスの1億2,743万4,149円です。

8ページをお願いします。令和5年度南部町水道事業会計貸借対照表です。初めに、資産の部です。1、固定資産の合計額は9ページの右上になります。20億6,365万6,276円です。

2、流動資産の合計額は、1億4,033万2,181円です。

固定資産と流動資産を合わせた資産の合計は、22億398万8,457円となります。

次に、負債の部です。3、固定負債です。これは主に起債の残額で、合計で5億8,203万6,509円です。

次に、4、流動負債です。これは主に起債と未払い金で、合計は10ページの右上になります。1億3,604万5,004円です。

次に、繰延べ収益です。これは長期前受金で、合計で6億3,641万7,971円です。

固定負債と流動負債と繰延べ収益を合わせた負債の合計は、13億5,449万9,484円となります。

次に、資本の部です。6、資本金の合計は、6億252万1,119円です。

7、剰余金の合計は11ページ右、中ほどにございます。3億7,210万2,692円です。

資本金と剰余金を合わせた資本の合計は8億4,948万8,973円となり、負債と資本の合計が22億398万8,457円となります。

15ページをお願いします。令和5年度南部町水道事業の報告となります。

概要の総括事項として順に説明いたします。初めに、①の老朽施設についてです。令和元年度から実施してきました円山地区の配水管布設替えについては、令和4年度で完了いたしました。令和5年度より西町配水管布設替えに着手しております。

次に、②水道料金についてです。新型コロナウイルス感染症に伴う生活支援対策として令和5年7月から令和5年11月請求分までの基本料金の免除を実施したため、給水収益は減少し、令和5年度の給水収益は1億4,295万8,000円となりました。なお、料金減免による減収分については、町補助金により補填されています。

次に、経営についてです。収入面は、給水収益は基本料金減免により1億4,295万8,000円となりましたが、前年比としては12.2%増加いたしました。水道加入金についてはアパートの新築が2棟あり、220万2,000円の収入となり、前年比では97.5%と増加いたしました。

支出面は、動力費について電気料金の価格高騰がありましたが、政府の支援が入ったことで前年比17.4%減少いたしました。修繕費は、計器類の修繕が多かったことや境水源地の解体工事があったため、前年比の49.2%の増加となっております。

しかしながら、主要な支出項目である修繕費は前年度よりも増加しておりますが、動力費、減価償却費及び企業債支払い利息が減少したため、当年度の純利益は1,724万3,000円と、黒字経営となりました。今後も経費節減や事業の効率化を徹底するとともに、料金収入や施設の更新、維持管理費用などを中長期的に見据えながら財政の健全化を図っていきたいと思います。

16ページをお願いします。次に、給水状況についてです。令和5年度末の給水人口は1万187人、給水件数は4,114件、年間有収水量は109万8,298立方メートル、有収率は

87. 8%となっております。

次に、収益的収入及び支出に係る事業についてです。総収益は2億433万8,000円です。総費用は1億8,709万5,000円で、当年度の純利益は1,724万3,000円の黒字です。

17ページをお願いします。建設工事の概要です。令和5年度は上水道区域において、拡張工事として西町地区で老朽管の布設替え工事を行いました。また、ニュータウン配水池の計器交換を実施しております。

次に、支払い額が10万円以上の修繕工事の概要です。上水道区域では41件です。令和4年度は34件でした。本管に関わる修繕件数は36件です。

18ページをお願いします。旧簡易水道区域では11件です。令和4年度は6件でした。

22ページをお願いします。企業債の概要となります。上水道事業の年度末残高は、5億3,762万8,999円です。簡易水道事業は1億1,952万9,301円で、合計で6億5,715万8,300円となります。

明細については、29ページと30ページにまとめています。

23ページをお願いします。令和5年度キャッシュ・フローの計算書です。資金期末残高につきましては、3月末の現金は9,109万5,913円です。

なお、24ページからは明細書となっております。お読み取りいただきますようお願いいたします。

また、毎年度御用意しております3条の経常収支と4条の資本的収支の推移計算表につきましては、予算決算常任委員会で説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。私からは病院事業会計及び在宅生活支援事業会計の決算について御説明を申し上げます。

最初に、病院事業会計の決算でございます。議案書の10ページを御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。議案第58号、令和5年度南部町病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度南部町病院事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、概要につきましては、別冊の病院事業会計決算報告書で説明をさせていただきたいと思っております。御準備のほど、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、別冊の病院事業会計決算報告書の1ページを御覧いただきたいと思います。最初に、収益的収入及び支出であります。収入については、第1款病院事業収益の決算額、これにつきましては23億177万7,695円となり、予算額に対して2億887万9,305円の減となりました。医業収益の主なものは入院収益11億6,000万円、外来収益3億9,300万円でございます。また、医業外収益の主なものにつきましては、補助金5億800万円となっております。

次に、支出についてでございますが、第1款病院事業費用の決算額は23億6,344万4,715円となり、予算額に対して1億2,382万4,285円の減となりました。医業費用の主なものは給与費14億6,600万円、材料費1億7,100万円、経費4億2,500万円及び減価償却費1億8,000万円となっております。

2ページを御覧いただきたいと思います。資本的収入及び支出についてであります。収入。第1款資本的収入の決算額は2億397万6,226円。

支出。第1款資本的支出の決算額は3億7,456万6,348円となりました。

支出のうち建設改良費の主なものは、介護医療院開設のための改修工事約1,700万円、エックス線の骨密度測定装置や脳波計、高圧蒸気滅菌装置などの診療機能の維持向上を図るための医療機器の整備に9,600万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億7,059万122円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填することとしております。

3ページを御覧いただきたいと思います。病院事業会計損益計算書であります。入院及び外来に係る医業収益は16億9,999万3,966円であり、これに対する給与費、診療材料費等の医業費用は22億5,002万9,974円となりました。差引き、医業利益は5億5,003万6,008円の赤字となりました。

一方、町からの繰出金や健康診断、人間ドックなどの収益など、医業外収益は5億9,091万4,047円であり、企業債利息などの医業外費用は1億643万9,384円となり、先ほどの医業利益と合わせた経常利益は6,556万1,345円の赤字となりました。

以下、4ページから剰余金の計算書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

10ページをお願いします。南部町病院事業の報告書についてでございます。少しポイントについて説明をさせていただきたいと思います。先ほど報告をさせていただきましたとおり、令和5年度の経常利益は6,556万1,345円の赤字となりました。新型コロナウイルス感染症

の位置づけが感染症法上の5類に移行したことに伴い、病床確保のための補助金や診療報酬上の特例措置が廃止されたことに伴って病院事業収益が大きく減少したことがその要因でございます。

なお、患者数につきましては、入院、外来ともに前年度を上回りましたことは、今後の病院経営にとっても明るい傾向であると考えているところでございます。

個別の状況についてでございますが、医業収益16億9,999万4,000円と、前年に比べ1,610万3,000円の減収となりました。入院収益については、先ほども申し上げましたとおり、診療報酬上の特例措置等がなくなったことによりまして急性期病棟の入院単価が減少したことにより、昨年度に比べ3,442万2,000円の減収となりました。また、外来収益につきましては、患者数の増により260万6,000円の増収となったところでございます。

医業外収益につきましては、5億9,091万4,000円と、前年度に比べ8,735万4,000円の減収となったところでございます。これも新型コロナウイルス感染症に係る入院病床の確保事業の補助金が廃止されたことに伴うものでございます。

医業費用につきましては、22億5,003万円となり、昨年度に比べ990万6,000円の増となりました。人事院勧告の実施に伴う給料、あるいは期末・勤勉手当の増額により給与費が4,344万5,000円増加した一方で、経費につきましてはSPD方式による材料費の削減でありますとか、光熱費、消耗備品等の削減により3,339万9,000円の削減ができたところでございます。

資本的収支につきましては、先ほどもお話し申し上げましたが、補助金等を活用し、介護医療院の開設に向けた居室整備を行うとともに、介護支援システムの導入、あるいはエックス線骨密度測定装置、高圧滅菌装置の更新など、働き方改革や医療の質の向上に努めたところでございます。

残念ながら令和5年度は赤字決算となりました。人口減少により患者数が減少するという局面を迎えている一方で、施設の老朽化、維持管理費が増加するといった状況も踏まえまして、病院経営が非常に厳しい状況となっているところでございます。町民の皆様が西伯病院に対して求めている役割を意識しつつ、監査意見にもありましたとおり、地域密着型多機能病院として行政と連携し、一体となった病院経営に努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、在宅生活支援事業会計の決算報告をさせていただきたいと思っております。議案書の11ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。議案第59号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、詳細につきましては、別冊の決算報告書により説明をさせていただきたいと思えます。御準備のほど、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、在宅生活支援事業の決算について説明をさせていただきたいと思えます。1ページをお願いします。1、収益的収入及び支出についてであります。収入につきましては、第1款在宅生活支援事業収益の決算額は4,226万2,242円となり、予算額に対して641万1,758円の減となりました。

支出については、第1款在宅生活支援事業費用の決算額は4,570万1,043円となり、予算額に対して378万3,957円の減となりました。

2ページを御覧いただきたいと思えます。在宅生活支援事業の損益計算書であります。

居宅介護、訪問看護に係る訪問看護収益は4,226万1,675円であり、これに対する給与費、材料費等の訪問看護費用は4,286万8,934円となりました。差引き、訪問看護利益は60万7,259円の赤字となりました。

その他収益及びその他費用を加味した経常利益は105万786円の赤字、特別損失を加味した当年度の純利益は343万8,801円の赤字となりました。

以下、3ページから剰余金の計算書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

8ページを御覧いただけます。お願いします。在宅生活支援事業の報告書であります。

先ほど報告させていただきましたとおり、令和5年度の決算における純利益は343万8,801円の赤字となりました。その主な要因は、これもコロナに関する在宅療養中の患者に対する支援の協力経費、これが前年に比べまして約1,700万円の減額となりましたこと、それともう一つは、運営指導に基づく訪問看護サービス費の返還約320万円によるものでございます。

精神科の患者の地域移行や在宅復帰が推進される状況にありまして、医療ニーズの高い在宅療養患者が増加する現状において、非常に訪問看護に対するニーズが高まってきているところでございます。引き続き提供体制の維持強化を図りながら、町民の皆様の期待に沿えるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 令和5年度一般会計、特別会計及び事業会計について、決算審査の意見書が提出されていますので、審査の結果について坂口代表監査委員の報告を求めます。

監査委員、坂口正治君。

○監査委員（坂口 正治君） 代表監査委員の坂口でございます。令和5年度南部町一般会計、特別会計及び企業会計の審査報告を行います。お手元の審査意見書を基に御報告いたします。

1 ページを御覧ください。第1、審査の概要でございます。

1、審査の期間及び場所について。期間、令和6年7月8日から7月31日まで。場所は、南部町役場法勝寺庁舎監査委員室にて細田監査委員と御一緒に実施いたしました。

2、審査の対象は、記載のとおりです。

2 ページを御覧ください。3、審査方法でございますが、審査の方法は①から⑤の諸点について、関係諸帳簿及び証拠書類を照合精査するとともに執行機関より説明を求め、監査を実施いたしました。

4、審査のため説明を求めた部局、機関は、記載の部局でございます。

第2、審査の結果について御報告いたします。

1、審査計数の状況。

町長より提出された決算書に基づき、歳入歳出、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを認めました。

3 ページを御覧ください。第3、一般会計、特別会計でございます。1、一般会計、特別会計の概要でございますが、執行部より説明がなされましたので、省略いたします。

次に、4 ページを御覧ください。2、一般会計、特別会計の審査意見について御報告いたします。

1、来るべきデジタル化社会の基盤整備として令和2年度から始まった光ファイバ整備事業が令和5年度で完了し、高画質の動画配信サービスやWi-Fi設定によるスマートフォンやタブレット、パソコンによるインターネット接続が快適な通信環境へと改善されました。中海テレビ放送加入率は、この事業期間で10.03%増加し、令和6年3月末現在で97.87%となりましたが、これは光ファイバー網整備による高速・大容量通信に対する期待の大きさと言えます。南部町のこれまでのデジタル化の状況は、全職員へパソコン配備、電子決裁システムをはじめ、各種システムの導入、リモートワーク、電子申請、RPAの実装、窓口手数料のキャッシュレスなど取り組まれています。令和5年12月のデジタル化推進に関するアンケートの結果によると、おおむね肯定的な御意見と今後への期待感が多いです。令和4年2月に策定されました南部町DX推進基本計画の基本理念である「持続可能で住みよい町の暮らしをデジタルで実現！！」に向けて、さらにデジタル技術の取組を広げ、多くの町民が利便性の向上を実感できる暮らしへ

とつなげていただきたいと思います。

2です。令和4年3月改定の南部町公共施設等総合管理計画では、建て替え更新や補修の時期の集中が指摘され、従来型の対処療法から予防保全の視点へ脱却し、計画的な事業執行で資金需要や事務作業等の平準化を図る方策が示されています。また、計画の推進には職員の意識改革も必要とされ、取り巻く環境の変化に対応するため随時フォローアップを行い、必要に応じ計画の見直しを行っていくとされていますが、人口減少、少子高齢化の進行と利用需要の変化により、設置条例で定められた本来の目的と利用実態に継続して差がある公共施設が確認できました。将来にわたって町民1人当たりの負担への影響が考えられるため、時期を逃さず、複合化、除却、転用等により公共施設等の効率化に向けた取組を進めていただきたいと思います。

第4、財政健全化判断比率でございます。町長より提出された基礎資料等に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について審査いたしました。

1、健全化指標の概要につきましては、執行部より説明がありますので、省略いたします。

2、健全化指標の審査意見について御報告いたします。

それぞれの指標について、早期健全化基準内であることを確認いたしました。単年度実質公債費比率は年次的に低下し、公営企業債等の他会計に対する将来負担見込額も減少しています。

今後は公営企業等の事業経営の安定化を図りつつ、財源確保や事業の効率化、経費節減など、計画的な財政運営の維持と公営企業会計等に対する一般会計からの繰出金については注意を払い、取組を進めていただきたいと思います。

6ページを御覧ください。第5、企業会計でございます。

1、水道事業会計。（1）水道事業会計の概要は省略いたします。

（2）水道事業会計の審査意見について御報告いたします。

令和5年度は前年に続き民間施設の開設に伴い、料金収入、加入金等の増により黒字決算になりました。また、更新計画に基づく老朽管更新事業は着実に実施され、老朽、破損による修繕工事が減少するなど、効果が上がっています。引き続き適正管理の下、水道水の安定供給に努めていただきたいと思います。

7ページを御覧ください。2、病院事業会計でございます。（1）病院事業会計の概要は省略いたします。

（2）病院事業会計の審査意見について御報告いたします。

令和5年度は経営強化プランに沿って薬剤SPD方式による薬価交渉など、経費の削減に取り組まれましたが、新型コロナウイルス関連の診療報酬上の特例措置がなくなり収益が減り、赤字

決算となりました。一方、医療提供体制としては、各種補助金等を活用して老朽化した機器の更新、人工呼吸器の整備、へき地医療拠点病院としての必要な医療機器を整備するなど、質の高い体制が整えられました。また、介護医療院さくらへの病床転換が行われるなど、経営効率化の具体的な取組が着実に進みました。経営を取り巻く状況は、人口減少による入院、外来患者の減少、設備の更新、施設の維持管理費の増など、今後も厳しいところですが、西伯病院の果たすべき役割、機能等に熟慮しながら地域密着型多機能病院として行政と連携し、一体となった病院経営への努力を引き続きお願いしたいと思います。

3、在宅生活支援事業会計でございます。（1）在宅生活支援事業会計の概要は省略いたします。

2、在宅生活支援事業会計の審査意見について御報告いたします。

令和5年度は新型コロナウイルス感染者に対する療養支援がなくなり収益減となり、赤字となりましたが、今後も在宅医療の地域需要は大きく、利用者のニーズに応えるため、体制等の検討に取り組んでいただきたいと思います。

令和5年度南部町一般会計、特別会計及び企業会計の審査報告は以上です。

○議長（景山 浩君） これで監査報告を終わります。

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、明日10日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時59分延会
